資料4

学校の規模について

学校の規模について

（1）適正規模検討に関する法律・資料

公立小中学校の適正規模を以下の法律・資料から整理します。

学校教育法施行規則 第 41 条・第 79 条（昭和 22 年文部省令第 11 号）
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第 3 条（昭和 33 年法律第 116 号）
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律 第３条（令和 8 年法律第 7 号）
公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（改訂版）（令和 8 年 8 月）

ア 法律上の学校規模標準

学級数の標準

小学校（中学校）の学級数は、**12学級以上18学級以下を標準**とする。
ただし、**地域の実態**その他により**特別の事情のあるときは、この限りでない。**

学級編成の基準

法律上の標準学級編制規模を表 4-1 に示します。

表 4-1 法律上の標準学級編制規模

学校の種類	学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒数（標準）
小学校	・同学年児童により編制する学級 ・2 つの学年の児童で編制する学級 ・特別支援学級	35 人 16 人（1 年生含む場合 8 人） 8 人
中学校	・同学年生徒による編制する学級 ・2 つの学年の生徒で編制する学級 ・特別支援学級	35 人 8 人 8 人

また、中学校の標準学級編制については、法改正により 1 学級当たりの生徒数の標準が 40 人から 35 人へ段階的に引き下げられることとなったため、その経過措置として、令和 8 年度から令和 10 年度までの間は表 4-2 のとおり運用されています。

表 4-2 中学校の学級編成 法改正への経過措置

年 度	１年生	２年生	３年生
令和８年度	35 人	40 人	40 人
令和９年度	35 人	35 人	40 人
令和１０年度以降	35 人	35 人	35 人

イ　文部科学省における学校規模標準の考え方

望ましい学級数の考え方

小学校

・複式学級を解消するためには少なくとも**１学年１学級以上(6 学級以上)**であることが必要

・全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編制したり、同学年に複数教師を配置するためには**１学年２学級以上(12 学級以上)**あることが望ましい

中学校

・中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編制を可能としたり、同学年に複数教師を配置するためには少なくとも**１学年２学級以上(6 学級以上)**が必要

・同一教科の免許を保有した教師を複数配置するためには、少なくとも**9 学級以上を確保**することが望ましい

標準学校規模を下回る場合の対応の目安

標準学校規模を下回る場合の対応目安について、様々なデータに基づいて総合的な判断を行うことを前提として、文科省提示の手引きから表 4-3、表 4-4 の通り整理します。

表 4-3　小学校における標準学級規模を下回る場合の対応の目安

学級数	学校規模の特徴	検討の方向性
1～5	複式学級が存在	統合等を速やかに検討
6	クラス替え不可	統合等を速やかに検討
7～8	一部学年のみクラス替え不可	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討
9～11	半分以上の学年でクラス替え可	児童数予測を踏まえ検討

表 4-4　中学校における標準学級規模を下回る場合の対応の目安

学級数	学校規模の特徴	検討の方向性
1～2	複式学級が存在	統合等を速やかに検討
3	クラス替え不可	統合等を速やかに検討
4～5	一部学年のみクラス替え不可	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討
6～8	全学年でクラス替え可・免許保有教師を全教科に配置可能	生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討
9～11	全学年でクラス替え可・同一教科の免許保有教師を複数配置可能	教育上の課題が生じている場合に生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討

（2）大規模校・小規模校

学校の適正規模検討にあたり、大規模校及び小規模校の定義について以下より整理しました。

ア　文部科学省が定義する大規模校・小規模校

大規模校や小規模校について、明確に定めている法的な定義は存在しません。

そこで、文部科学省が一般的に使用している区分を標準規模の目安として位置付けます。文部科学省が使用する標準学校規模は表 4-5 のとおりです。

表 4-5　文部科学省の標準学校規模区分

学校規模	小学校	中学校
小規模校	～ 11 学級	～11 学級
標準規模	12 学級 ～ 18 学級	12 学級 ～ 18 学級
大規模校	19 学級 ～ 30 学級	19 学級 ～ 30 学級
過大規模校	31 学級 以上	31 学級 以上

出典：「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）（改訂版）（令和 8 年 8 月）」

イ　越谷市における小中学校の適正規模の考え方

越谷市における小中学校の適正規模の考え方を整理します。

本検討では、越谷市立小中学校学区審議会の平成 26 年 4 月及び令和 8 年 5 月の答申を基に、小学校の標準規模を**12学級以上24学級以下、中学校の標準規模を12学級以上18学級以下**と仮に設定します。

また、全学年に学級を作ることができない学校を過小規模校、適正規模未満の学校を小規模校と位置付けます。文部科学省の学校規模定義より、31学級以上を過大規模校として設定し、学校規模を定義します。学校規模の定義は表 4-6 のとおりです。

表 4-6　本検討で使用する学校規模区分

学校規模	小学校	中学校
過小規模校	～ 5 学級	～ 2 学級
小規模校	6 学級 ～ 11 学級	3 学級 ～ 11 級
標準規模	12 学級 ～ 24 学級	12 学級 ～ 18 学級
大規模校	25 学級 ～ 30 学級	19 学級 ～ 30 学級
過大規模校	31 学級 以上	31 学級 以上

ウ　越谷市内の小中学校における学校規模の分類

前ページに示した越谷市における小中学校の適正規模の考え方を踏まえ、越谷市内の 44 校の小中学校の学校規模について整理しました。

現在、越谷市内の小学校では、**小規模校に分類される学校が 2 校、大規模校が 4 校、過大規模校が 2 校存在**しています。

中学校では、**小規模校が 4 校、大規模校が 5 校存在**しています。表 4-7 のとおりです。

表 4-7　越谷市内小中学校の規模別学校数

学校規模	小学校	中学校
過小規模校	0 校	0 校
小規模校	2 校	4 校
標準規模	21 校	6 校
大規模校	4 校	5 校
過大規模校	2 校	0 校

各学校の令和 8 年度時点の学級数および学校規模区分について、整理しました。

表 4-8、4-9 のとおりです。

表 4-8　越谷市内小学校の学校規模

No	学校名	学級数（令和 8 年度集計）							生徒数	学校規模
		1	2	3	4	5	6	合計		
1	越ヶ谷小学校	3	3	3	4	4	4	21	655	標準規模
2	大沢小学校	2	2	2	2	2	2	12	326	標準規模
3	新方小学校	1	1	1	1	1	2	7	157	小規模
4	桜井小学校	2	2	3	2	3	3	15	419	標準規模
5	大袋小学校	2	2	3	3	3	3	16	485	標準規模
6	荻島小学校	2	3	3	3	3	3	17	478	標準規模
7	出羽小学校	3	3	3	4	3	4	20	606	標準規模
8	大相模小学校	4	5	5	5	6	6	31	1,004	過大規模
9	増林小学校	1	1	1	1	1	1	6	171	小規模
10	川柳小学校	7	8	7	6	6	6	40	1,319	過大規模
11	南越谷小学校	4	4	4	4	5	5	26	816	大規模
12	東越谷小学校	3	3	3	3	3	3	18	521	標準規模
13	大沢北小学校	3	3	3	3	3	3	18	512	標準規模
14	大袋北小学校	2	3	2	3	3	3	16	473	標準規模
15	蒲生南小学校	2	3	3	3	3	3	17	522	標準規模
16	北越谷小学校	2	2	2	2	2	2	12	296	標準規模
17	大袋東小学校	3	3	3	3	3	2	17	454	標準規模
18	平方小学校	2	2	2	2	2	2	12	340	標準規模
19	弥栄小学校	2	3	2	2	3	3	15	431	標準規模
20	大間野小学校	2	2	2	3	2	3	14	444	標準規模
21	宮本小学校	3	3	3	3	3	3	18	548	標準規模
22	西方小学校	3	3	3	3	4	3	19	632	標準規模
23	鷺後小学校	3	3	4	4	4	4	22	666	標準規模
24	明正小学校	3	4	4	4	5	6	26	831	大規模
25	千間台小学校	4	4	5	4	5	5	27	841	大規模
26	桜井南小学校	3	3	3	3	3	3	18	511	標準規模
27	花田小学校	3	4	3	4	3	4	21	643	標準規模
28	城ノ上小学校	2	3	3	3	3	3	17	514	標準規模
29	蒲生小学校	4	5	4	5	5	5	28	917	大規模

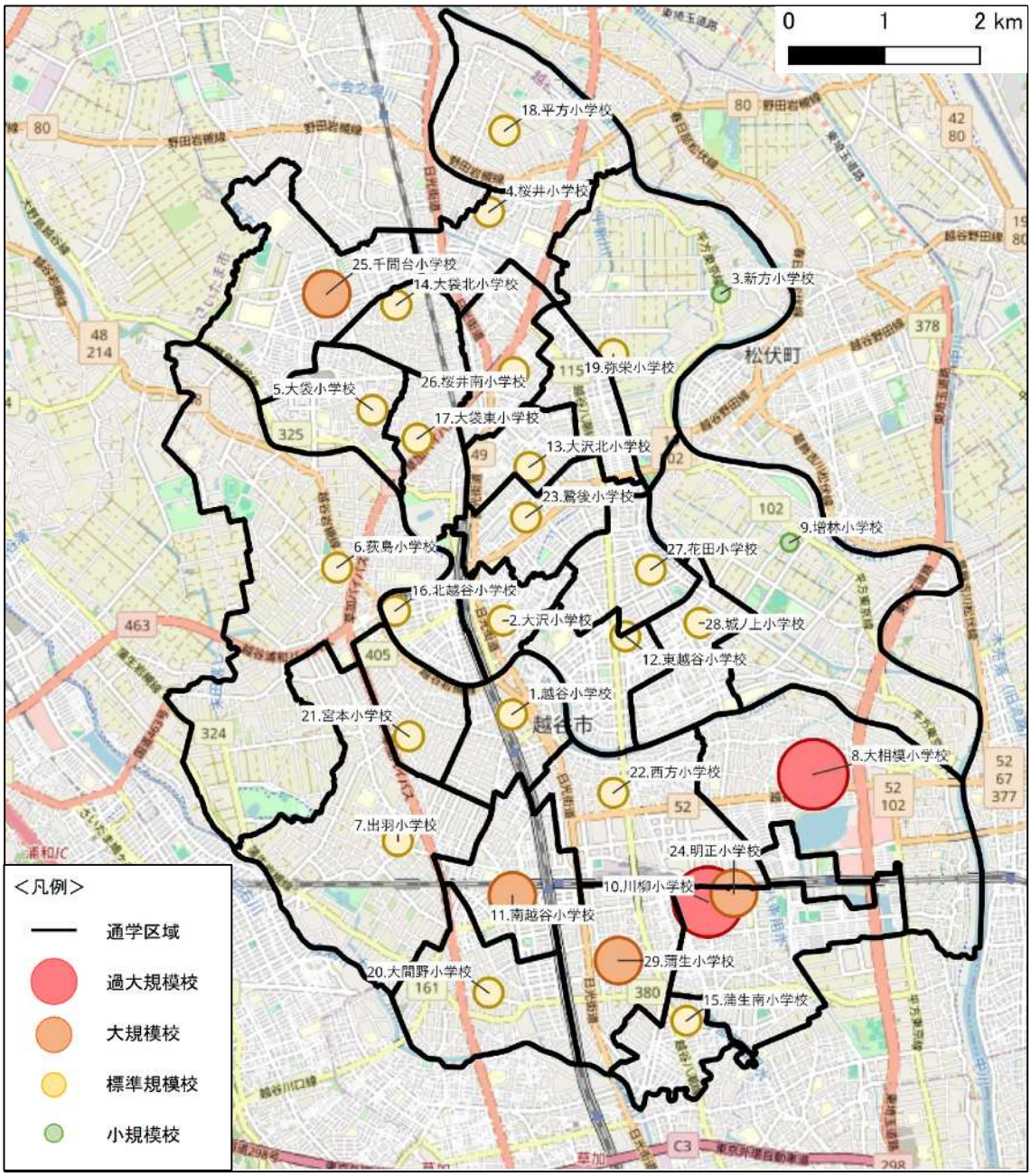

図 4-1　小学校の学校規模別位置

表 4-9　越谷市内中学校の学校規模

No	学校名	学級数（令和 8 年度集計）				生徒数	学校規模
		1	2	3	合計		
30	中央中学校	7	6	7	20	756	大規模
31	東中学校	4	4	4	12	394	標準規模
32	西中学校	5	5	5	15	524	標準規模
33	南中学校	6	6	6	18	660	標準規模
34	北中学校	6	4	5	15	567	標準規模
35	富士中学校	7	7	7	21	758	大規模
36	北陽中学校	3	4	3	10	341	小規模
37	栄進中学校	8	6	6	20	722	大規模
38	光陽中学校	7	7	7	21	743	大規模
39	平方中学校	3	3	3	9	302	小規模
40	武蔵野中学校	4	3	3	10	339	小規模
41	大袋中学校	5	4	4	13	492	標準規模
42	新栄中学校	3	3	3	9	306	小規模
43	大相模中学校	8	7	7	22	779	大規模
44	千間台中学校	5	4	5	14	477	標準規模

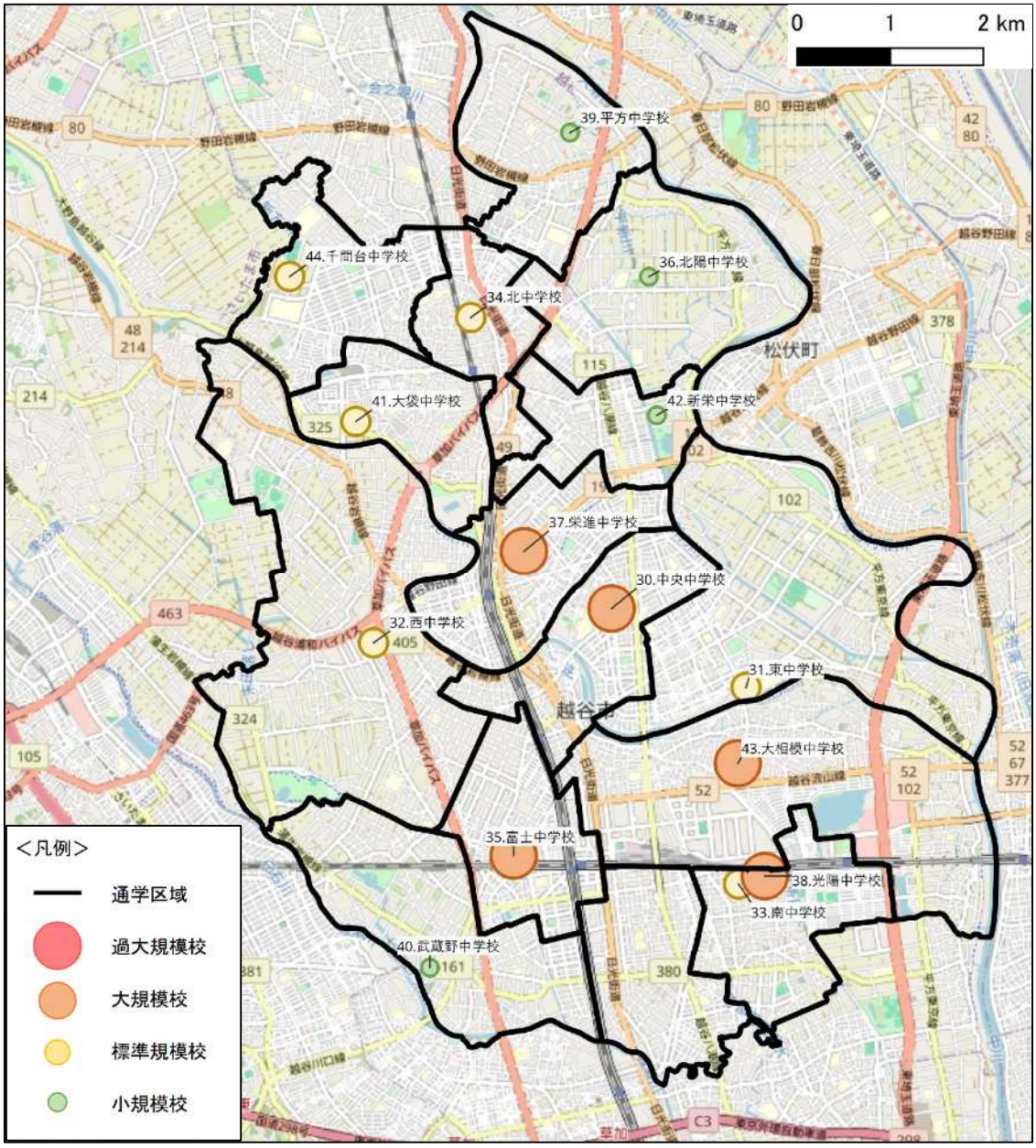

図 4-2　中学校の学校規模別位置図

エ　大規模校・小規模校のメリット・デメリット

大規模校及び小規模校のメリット・デメリットについて、一般的に挙げられる意見を表 4-10 のとおり整理しました。

表 4-10　大規模校・小規模校のメリット・デメリット

項目	大規模校	小規模校
学習	○ グループ学習や習熟度別学習など、多様な学習形態が可能 ○ 教員配置が充実 ○ 多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて、個々の資質や能力をさらに伸ばしやすい	○ 一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が可能 ○ 個々の課題や問題意識に沿った個別対応がしやすい ○ 全校又は学年をまたいだ柔軟な学習形態での学習が可能 ○ 児童生徒全員に活躍の機会を提供しやすい
	△ 一人ひとりへの目配りが難しい △ 学校行事や部活動等において、一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい	△ 多様な考え方に触れる機会が少ない △ 児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習など多様な学習形態を取りにくい
人間関係・生活	○ 友人関係や活動の選択肢が豊富 ○ 社会性を育みやすい	○ 深い人間関係を築きやすい ○ 異学年交流が活発
	△ 人間関係が希薄になりやすい	△ 人間関係が固定化しやすい
学校運営	○ 教職員の役割分担がしやすい ○ 多様な人材配置が可能	○ 教職員間の連携が取りやすい ○ 学校全体で情報共有しやすい
	△ 情報共有や意思決定が複雑	△ 教員の負担が偏りやすい △ 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい
活動・施設利用	○ 運動会や行事に活気が生じやすい	○ 施設をゆとりをもって利用可能
	△ 校舎・校庭が過密になりやすい	△ 部活動や行事に制約が生じやすい
地域との関係		○ 地域・保護者との連携を図りやすい
	△ 地域とのつながりが希薄になりやすい	

出典：「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）（改訂版）（令和 8 年 8 月）」

大規模校および小規模校のメリット・デメリットをまとめると、図 4-3 のとおりです。

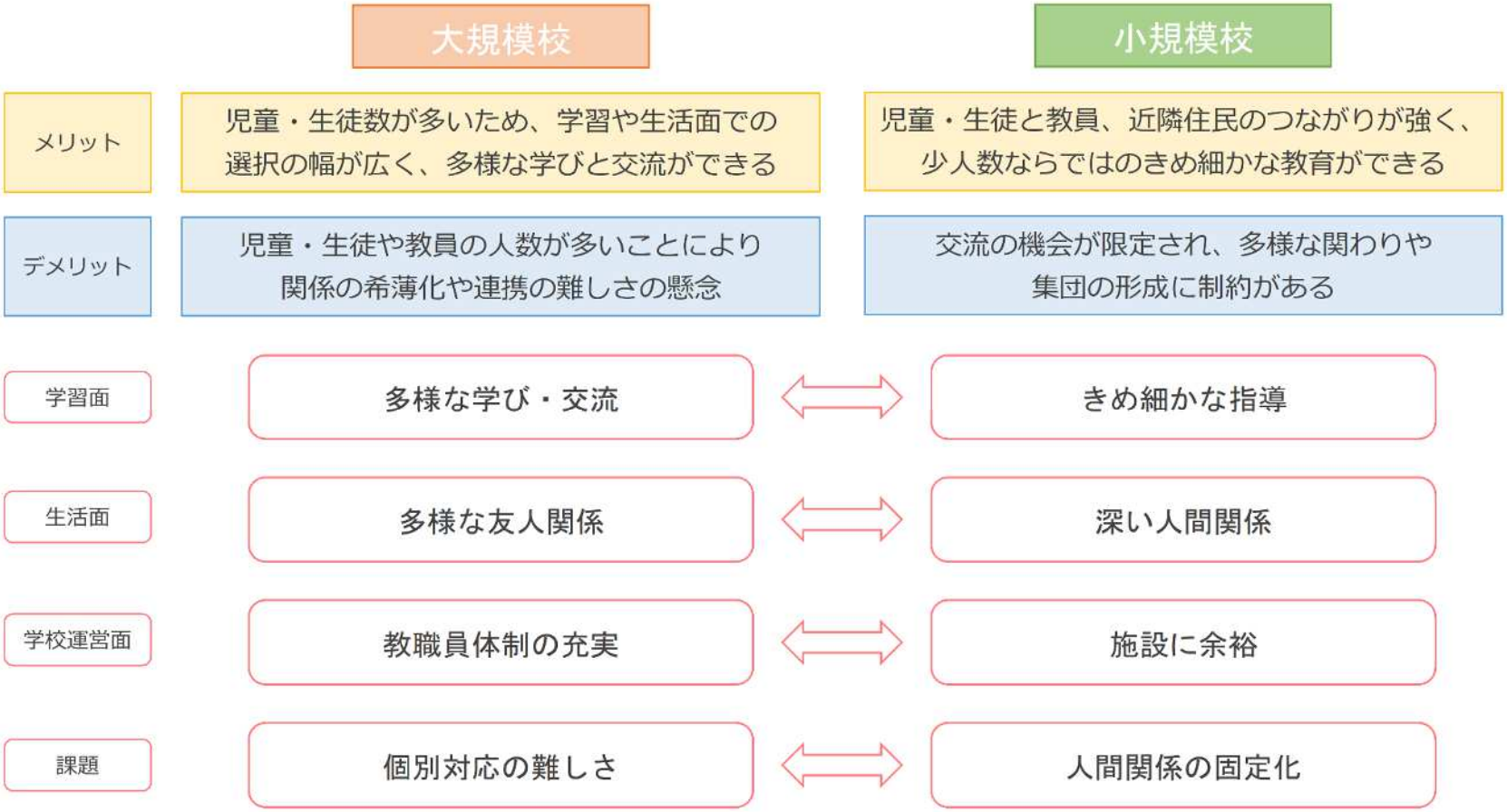

図 4-3　学校規模による特徴の比較整理

（3）他自治体の事例

他自治体における学校再編方針の参考事例を取りまとめました。検討の軸に基づき選定した 6 自治体の事例は、表 4-11 のとおりです。

次頁に自治体ごとの課題や学校再編に関する方針を整理しました。

表 4-11　他自治体事例の分類

整理する軸	分類例	位置付け	自治体
学校規模	小規模・標準規模・大規模	数値に基づく基本分類	豊橋市、府中市、船橋市
教育環境	複式学級型、単学級型、小中一貫学校	教育活動の特徴	行田市、豊中市
地理的条件	山間部・離島・都市部	立地条件	佐渡市
施設状況	老朽化・教室不足・改修済など	建物の状況	船橋市
将来動向	児童生徒数の減少・増加・横ばい	将来の対応方針を考える材料	豊橋市、府中市、船橋市

ア　愛知県豊橋市

キーワード:「人口変動」「地域コミュニティ」

<table>
<tr><td colspan="5">〔自治体の主な概要〕</td></tr>
<tr><td>人口</td><td colspan="2">約36 万人</td><td>市域面積</td><td>約 262 ㎢</td></tr>
<tr><td>学齢人口</td><td colspan="2">約 3.4 万人(R8)</td><td>学校数</td><td>小学校 52 校、中学校 22 校</td></tr>
<tr><td>都市特性</td><td colspan="4">・東三河地域の中核市
・市街地を中心に発展する都市部である一方、北東部には中山間地域も有する</td></tr>
<tr><td colspan="5">〔自治体の課題〕</td></tr>
<tr><td colspan="5">① 大規模校・小規模校の両方が存在し、学校規模が偏在
＜大規模校＞
・児童生徒数増加により、31 学級以上の過大規模校が発生・発生見込み
・過大規模校化は教育環境や学校運営への影響が懸念される
＜小規模校＞
・児童生徒数減少により、<u>複式学級化の恐れ</u>がある学校が存在
・全学年単学級の学校では、多様な人間関係形成や集団活動機会の確保が課題
② 統廃合や通学区域変更による地域への影響
・学校が地域コミュニティの中心的施設となっている</td></tr>
<tr><td colspan="5">〔学校規模〕</td></tr>
<tr><td rowspan="3">文部科学省
基準との比較</td><td></td><td>文科省の標準基準</td><td colspan="2">豊橋市の目標基準</td></tr>
<tr><td>小学校</td><td>12～18 学級</td><td colspan="2">12～24学級</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>12～18 学級</td><td colspan="2">12～24学級</td></tr>
<tr><td>特徴</td><td colspan="4">＜標準規模＞
・地域特性や学校配置の実情を踏まえて、12～24 学級を適正規模としている。
＜小規模校＞
・全学年が単学級の学校を対象に分類
分類Ⅰ:児童生徒数 100 人未満
分類Ⅱ:児童生徒数 100 人以上
＜過大規模校＞
・31学級以上(小学校・中学校ともに)</td></tr>
</table>

〔学校再編の対応方針〕

＜基本方針＞

学校規模ごとに今後の対応方針を定め、学習環境・通学環境・地域コミュニティへの影響・将来の児童生徒数推計などの要素を総合的に評価して再整備手法について検討する。

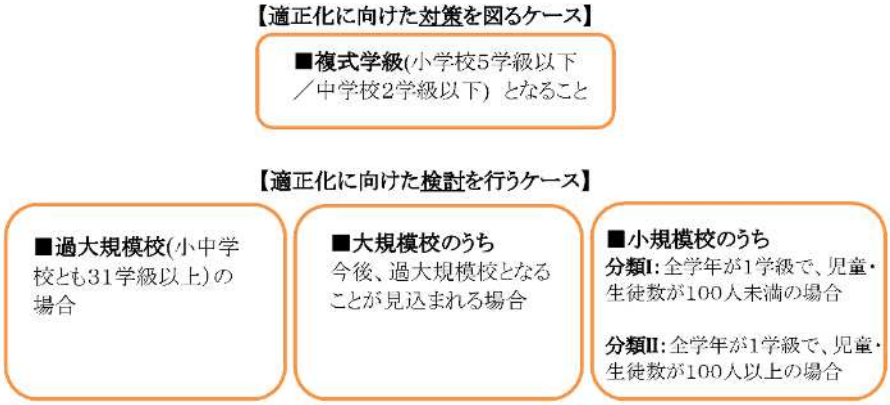

以下の区分を目安として、学校規模の適正化について検討する。

① 複式学級

・学校の統合により複式学級を解消

② 過大規模校・将来的に過大規模校となる可能性がある大規模校

・通学環境の見直し(大規模となる学校区から隣接するほかの学校区へ町自治会単位で編入)により生徒数の平準化

・特定地域隣接校選択制度の導入

③ 小規模校

・以下の分類に分け、分類Ⅰから優先して検討を行う。

分類Ⅰ.小規模校のうち全学年が1学級で、児童・生徒数が100人未満

分類Ⅱ.小規模校のうち全学年が1学級で、児童・生徒数が100人以上

・以下の手法及び優先順位により検討

1) 特認校制度

2) 通学区域の見直し

（隣接する他の学校区から小規模となる学校区へ町自治体単位で編入）

④ 適正化を図る際の留意事項

・通学の安全

・学校の分離や統合による児童生徒の精神的な負担への配慮

・保護者や地域との連携・協力

・災害時の拠点施設やスポーツ開放等の役割を担う拠点機能

・校舎の改築時期などの、学校施設の整備計画との整合性

・統合後の校舎・校地の活用　など

イ　東京都府中市

キーワード:「グループ再編」「規模格差是正」

〔自治体の主な概要〕			
人口	約 26 万人	市域面積	約 29.4 ㎢
学齢人口	約 1.8 万人（R8）	学校数	小学校 22 校、中学校 11 校
都市特性	・東京都多摩地域の中核都市 ・鉄道網が充実した都市型住宅都市 ・市街地が広がる都市部 ・地域によってマンション開発が進み、人口増減に差がある自治体		

〔自治体の課題〕

① 学校規模の地域間格差の拡大

・一部の学校ではマンション開発等による大規模校化が進行する一方で小規模化が懸念される学校も存在

・学校間の教育環境の不均衡が顕在化

② 児童生徒数の減少

・児童生徒数は 1981 年の 25,397 人をピークに減少

・2020 年時点で 19,332 人

・2030 年には 17,826 人まで減少見込み

③ 学校施設の老朽化

・学校施設改築・長寿命化改修計画を策定

・適正規模・適正配置と施設更新の一体的検討が必要

④ 小中学校間の規模格差拡大

・将来予測では小学校・中学校とも規模差の拡大が見込まれる

〔学校規模〕

文部科学省基準との比較		文科省の標準基準	府中市の目標基準
	小学校	12～18 学級	12～24 学級
	中学校	12～18 学級	12～18 学級

特徴	＜小学校＞ 12 学級～24 学級 現状で 18 学級超の学校が多いことを考慮 24 学級程度までは既存施設で対応可能と判断
	＜中学校＞ 12～18 学級 文科省標準規模と同じ

〔学校再編の対応方針〕

＜基本方針＞

学校規模の適正化と学校間格差の解消を目標とし、「どの地域単位で課題を解決するか」という適正配置の考え方を重視

① 中学校区を基本としたグループ再編

・市内学校を 5 グループに分類

・グループ内で小規模化・大規模化の解消を検討

・グループで解決できない場合は隣接グループも含めて調整

・学校単位ではなく地域単位で適正配置を検討する点が最大の特徴

図表１４－２　適正規模・適正配置に見直すためのグループ分け（イメージ・小学校）

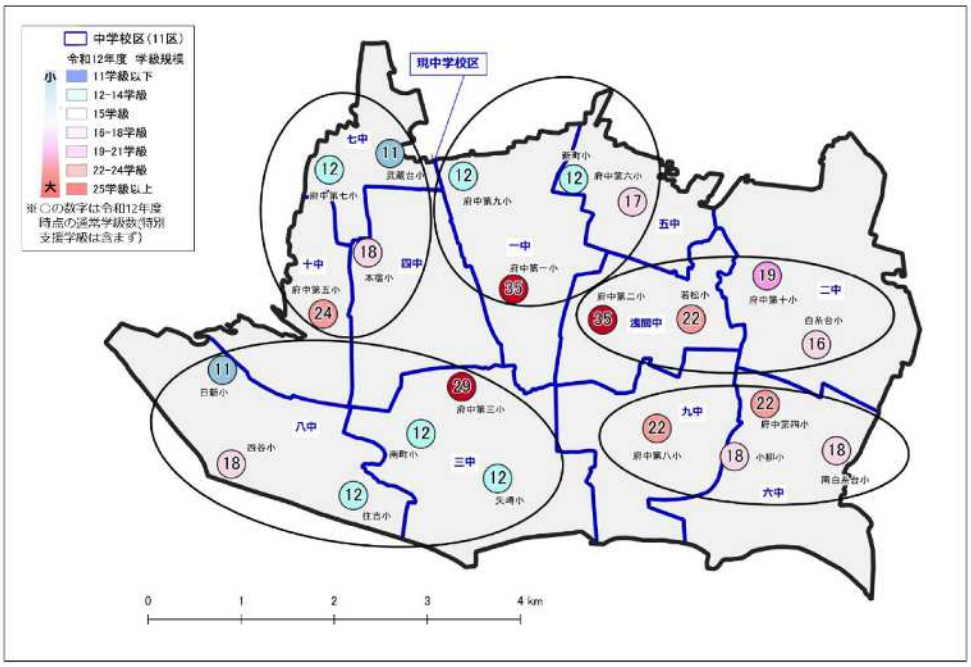

② 地域コミュニティとの整合を重視

・地域コミュニティとのつながりを重視

・文化センター圏域や青少年対策地区との整合を考慮

・地域との連携を適正配置の重要な評価軸として位置付け

③ 学校改築との一体検討

・学校施設改築・長寿命化改修計画と連携

・改築時に近隣校を含めた規模調整を実施

・老朽化対策を適正配置の契機として活用

ウ 千葉県船橋市

キーワード:「教育環境確保」「通学条件」「地域コミュニティ」

〔自治体の主な概要〕			
人口	約63万人(H29)	市域面積	約86㎢
学齢人口	約 4.8 万人(H29)	学校数	小学校 54 校、中学校 27 校
都市特性	・東京圏の大規模都市 ・市街地が広く形成され、住宅開発が活発な都市部 ・地域によって人口増加地区と減少地区が混在		

〔自治体の課題〕

① 地域間で学校規模の偏在が発生

・昭和40～50年代の人口急増期に多くの学校が整備

・現在は大規模校・小規模校が併存

② 地域によって児童生徒数の増減が異なる

・北部・中部・東部では減少傾向

・住宅開発が進む南部・西部では横ばいから増加傾向

③ 大規模集合住宅開発への対応

・マンション開発等による急激な児童生徒増加への対応が必要

④ 学校施設の老朽化

・公共施設マネジメント計画との整合を図りながら、施設更新・長寿命化を検討する必要がある

⑤ 適正規模と適正配置の両立が困難

・規模適正化を優先すると通学条件が悪化し、配置適正化を優先すると学校規模の偏りが発生するため、両者のバランス確保が課題

〔学校規模〕

文部科学省基準との比較		文科省の標準基準	船橋市の目標基準
	小学校	12～18 学級	12～24学級
	中学校	12～18 学級	12～24学級
特徴	・小学校・中学校ともに目標基準を12～24学級としている。		

〔学校再編の対応方針〕

＜基本方針＞

船橋市は学校規模に応じた基本方針を定め計画的な対策を行うものとしている。その際、1. 教育環境、2. 通学距離、3. 通学時の安全性、4.地域コミュニティ、5. 将来人口推計、6. 建物の老朽化、7. 周辺校との位置関係を総合的に判断する方針としている。

学校規模及び学校配置の適正化に向けて、以下に示す方針に基づき対策を講じる。

【表 4-1】学校規模に応じた基本方針

学校規模	基本方針
過小規模校 小学校（5学級以下） 中学校（2学級以下）	○ 児童生徒数推計において、過小規模の状況が継続すると見込まれる場合は、通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、具体的な対応策を講じます。
小規模校 小学校（6～11学級） 中学校（3～11学級）	○ 将来的な児童生徒数の推移を注視しつつ、各学校の状況により、対応策について検討を始めます。 ・ 児童生徒数推計において、今後、過小規模となることが継続的に見込まれる場合は、通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、望ましい対応策について検討を始めます。 ・ 児童生徒数推計において、単学級の学年が継続的に発生することが予想される場合や、複数の過小・小規模校が隣接している場合には、通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、望ましい対応策について検討を始めます。
大規模校 小・中学校（25～30学級）	○ 将来的な児童生徒数の推移を注視しつつ、各学校の状況により、対応策について検討を始めます。 ・ 児童生徒数推計において、今後、過大規模となることが継続的に見込まれる場合は、分離新設、通学区域の変更・弾力化等も視野に入れ、望ましい対応策について検討を始めます。
過大規模校 小・中学校（31学級以上）	○ 児童生徒数推計において、過大規模の状況が継続し、又は更に拡大し、かつ、教育環境が著しく損なわれることが見込まれる場合は、分離新設、通学区域の変更・弾力化等も視野に入れ、可能な対応策を講じます。

また、「船橋市公共施設等総合管理計画」が策定されたことから、適正化にあたっては、計画との整合性を図る必要がある。なお、小・中学校においても配置及び施設量の見直しが求められているが、教育環境や通学距離、地域コミュニティなどの要素を総合的に勘案し、適正化や統合の検討を行うものとする。

エ 埼玉県行田市

キーワード:「小中一貫」「学校集約」

〔自治体の主な概要〕			
人口	約7.７万人(R8)	市域面積	約 67.5 ㎢
学齢人口	約 5,000 人(R8)	学校数	小学校12校、中学校8校
都市特性	・埼玉県北部の平坦な田園・市街地混在型都市 ・関東平野に位置する平地都市		

〔自治体の課題〕

① 児童生徒数の急激な減少

・市では既に児童生徒数減少が進行しており、今後も早いペースで減少すると予測されている。

② 学校の小規模化

・規模が縮小し、

1） 多様な人間関係の形成

2) 集団活動

3) 切磋琢磨する教育環境

の確保が難しくなっている。

③ 持続可能な学校運営

・将来的な学校維持を見据え、「20 年先も持続可能な学校」の実現が課題とされている。

〔学校規模〕	
文部科学省 基準との比較	行田市では標準学校規模の設定を行っていない。
特徴	・個別校ごとの適正規模判定よりも、**1 学年 3 学級以上を確保できる義務教育学校**を基本単位として再編している。 ・この基本単位は、 1）クラス替え可能 2）多様な人間関係の形成 3）教科担任制の充実 4）長い年月を経ても単学級にならない規模 を可能とする規模確保を重視した設定。

〔学校再編の対応方針〕

＜基本方針＞

市内の小中学校20校を再編し、令和16年度までに市内を3つの通学区域に分け、各区域に義務教育学校1校を整備する方針



児童生徒数及び学級数			R12	R13	R14	R15	R16
Aブロック	前期	児童数(人)	909	870	797	777	755
		学級数(学級)	28	27	25	25	25
	後期	生徒数(人)	466	434	454	413	383
		学級数(学級)	13	12	12	11	10
Bブロック	前期	児童数(人)	822	804	817	829	845
		学級数(学級)	26	26	27	28	28
	後期	生徒数(人)	604	556	513	490	456
		学級数(学級)	16	15	14	13	12
Cブロック	前期	児童数(人)	748	719	747	712	708
		学級数(学級)	25	24	25	24	24
	後期	生徒数(人)	456	438	388	407	374
		学級数(学級)	13	12	11	12	11

※学級数は、普通学級

① 系統的で連続性のある小中一貫教育の充実

・通学区域の見直し

・教科担任制、教員の相互乗り入れの実施

・多様な異学年間交流の実施　などの取り組みにより、より良い教育環境を目指す

② 多様な人間関係を構築できる学習集団の確保

・適正規模の考え方：クラス替えが可能な規模や、課外活動などの場面で生徒の希望に応じた多様な活動が可能な規模とする。

・適正配置の考え方：国で定めた通学距離の基準「小学生は概ね 4km 以内、中学生は概ね 6km 以内」を遵守する。この基準を超える距離となる場合はスクールバスを活用する。

・再編に向けて配慮すべき事項：1)保護者・地域・学校関係者との合意形成、2)児童生徒への配慮、3)通学時の安全性確保、4)未就学児やその保護者への配慮

③ 豊かな学びを支える教育環境の整備

・予防保全型整備による学校施設の安全性確保

・ICT や学年段階の区切りに対応した空間構成

・バリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの考え方を取り入れた空間の計画により児童生徒が安心して過ごすことができる環境整備を行う。

オ　大阪府豊中市

キーワード:「公共施設複合化」「小中一貫教育」

〔自治体の主な概要〕			
人口	約41 万人	市域面積	約36．6㎢
学齢人口	約 4 万人（R8）	学校数	小学校 41 校、中学校 18 校
都市特性	・大阪市に隣接する都市部 ・市域全体がほぼ市街化区域で、住宅都市・教育文化都市として発展		
〔自治体の課題〕			
① 学校規模の二極化 ・児童生徒数増加により教室不足が発生している学校がある一方、児童生徒数減少が進む学校も存在 ・学校間の規模格差が拡大 **② 複雑な通学区域** ・小学校 41 校のうち 14 校が複数中学校へ分かれて進学 ・小中連携や一貫教育が実施しにくい **③ 南部地域の人口減少・子育て世帯流出** ・南部地域人口は約 6 万人（2015 年）から約 4 万人（2045 年）へ減少予測。 ・30 代子育て世帯の転出超過が課題・全面建替えを行うと 30 年間で約 495 億円必要であり、財政負担の平準化が課題 **④ 施設の老朽化** ・市内の多くの小・中学校において校舎等の建物の老朽化が同時に進んでおり、計画的な改修・更新や長寿命化対策が不可欠			
〔学校規模〕			
文部科学省基準との比較	・豊中市では標準規模は定めず、適正規模を確保しながら教育環境を充実させるという考え方を採用。 ・「学校規模の適正化」単独ではなく「通学区域解消」「小中一貫教育」と一体で検討		
特徴	＜標準規模を設けず適正規模を確保＞ ・一律の「標準規模」を定めず、地域ごとの実情に応じた適正規模を保ちながら教育環境を充実させる方針 ＜一体的な検討手法（課題の同時解決）＞ ・単に学校規模を適正化するだけでなく、「複雑な通学区域の解消」や「小中一貫教育の導入」、「公共施設の複合化」などを一体的に進めることで、教育活動の質の向上と施設維持コストの最適化を同時に目指している		

公共施設複合化による再編事例として、南部地区の学校再編の対応方針を取り上げます。

〔学校再編の対応方針〕

＜南部地区における基本方針＞

小中一貫教育の推進、地域コミュニティ機能の強化、公共施設の集約・複合化を主要な方針とし、学校を地域の中核拠点として再構築することを目指す

以下の評価軸を重視して学校再編を実施する。

① 教育

・義務教育 9 年間を見通した小中一貫教育の推進

・中学校進学時の環境変化(中 1 ギャップ)の緩和

② 地域コミュニティ

・地域コミュニティの維持・活性化

・地域交流・多世代交流の促進

③ 公共施設

・老朽施設の更新費用縮減

・公共施設の集約化・複合化

・公共サービス機能の効率化

＜公共施設との複合化＞

・庄内地区の小学校3校、中学校2校を再編し、義務教育学校を整備。
再編後の学校は、隣接する庄内コラボセンターと一体的に整備。

・学校内の小アリーナ、PTA 室は地域開放施設として活用できるほか、ランチルームは外部から直接出入りできるよう設計し、イベント利用がなされている。

・庄内コラボセンターには図書館や子育て支援施設などが整備されている。

・学校とコラボセンターを複合化することで、地域住民と児童生徒の交流を創出。

・図書館や子育て支援施設などのコラボセンター機能についても、利用率が向上

カ 新潟県佐渡市

キーワード:「学校再編統合」「複式学級解消」「学校間連携(ICT 活用)」

〔自治体の主な概要〕			
人口	約 4.6 万人(R8)	市域面積	約 855 ㎢
学齢人口	約 3,000 人(R8)	学校数	小学校 22 校、中学校 13 校
都市特性	・離島自治体 ・広大な市域に集落が点在 ・山間部・沿岸部を含む中山間地域が多い ・学校間距離が長く、地理的制約が大きい自治体		

〔自治体の課題〕

① 少子化による児童生徒数の減少

・出生数は平成 23 年度までは 400 人超

・平成 24 年度以降は 300 人台

・平成 29 年度以降は 300 人未満に減少

・今後も児童生徒数・学級数とも減少見込み

② 学校の小規模化の進行

・小学校児童数

H18:3,364 人　R3:2,169 人

・中学校生徒数

H18:1,825 人　R3:1,063 人

・1 校あたり児童生徒数は新潟県 20 市で最も少ない水準

③ 複式学級の増加懸念

・小学校普通学級数

H18:195 学級 → R3:118 学級

・中学校普通学級数

H18:73 学級 → R3:45 学級

・今後も学級数減少に伴い複式学級増加が想定される

④ 教職員配置の縮小

・学校規模縮小により配置教員数も減少

・専門性や経験年数のバランス確保が困難となることを課題視

⑤ 地理的条件への対応

・離島で学校間距離が長い

・再編統合後の通学距離・通学時間の増加

・スクールバス確保や通学安全対策が重要課題

〔学校規模〕

文部科学省 基準との比較		文科省の標準基準	佐渡市の目標基準
	小学校	12～18 学級	6 学級以上 （1 学年 1 学級以上）
	中学校	12～18 学級	6 学級以上 （1 学年 2 学級以上）
特徴	・小学校は「複式学級解消」を重視、中学校は「クラス替え可能な規模確保」を重視しており、目標規模が異なる。 ・文科省標準規模（12～18 学級）よりも小さい規模を適正規模として設定しており、離島・中山間地域の実情に配慮した基準となっている。		

〔学校再編の対応方針〕

＜基本方針＞

学校規模の適正化を最重視し、再編統合によって一定規模の集団形成を確保する方針。ただし、地理的制約が大きい地域では学校間連携による教育環境維持を重視している。

① 学校再編統合による適正規模化

・小学校は複式学級解消を目指す

・中学校はクラス替え可能な規模を確保

・前期・後期に分けて段階的な再編統合を実施

② 通学支援の充実

・小学校：通学距離 4km 以内、中学校：通学距離 6km 以内とし、小中とも通学時間 1 時間以内を原則とする。

・通学困難地域の児童生徒に対してはスクールバス運行や路線バス定期券支援などを実施

③ ICT活用による教育環境確保

・再編困難地域については、教育環境の確保のため、小中連携校など学校間の連携を強化する。

・ICTを活用した合同授業や、学校行事の合同開催により、教育環境の充実を図る